

# 欧米メディア取材支援実施要領

令和4年9月30日

札幌市国際観光誘致事業実行委員会委員長決裁

## 1 目的

この要綱は、欧米諸国のメディアが行う札幌の旅行目的地としての魅力発信に資する取材を支援することについて必要な事項を定めることにより、いまだ札幌の知名度が十分とは言えない欧米諸国における札幌の認知度・存在感を高めることを目的とする。

## 2 支援の対象となるメディア

支援の対象となるメディアは、欧州、北米又はオセアニアに属する国（詳細は別紙1のとおり。）の新聞、雑誌若しくは書籍又はインターネットメディアのうち、次の各号のいずれかに該当するメディアとする。

- (1) 日本の行政機関（以下「行政機関」という。）、日本政府観光局（以下「JNTO」という。）又は一般財団法人自治体国際化協会（以下「クレア」という。）からの推薦があるもの
- (2) 札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）委員長が特に認めるもの

## 3 支援の対象となる取材

支援の対象となる取材は、札幌を主たる取材地とする取材で、次の各号に掲げる事項のすべてに該当する取材でなければならない。

- (1) 来札から離札の間に行われる取材が札幌の旅行目的地としての魅力の発信に資すると認められるものであること。
- (2) 当該日（離札日を除く。）の宿泊が札幌市内の宿泊施設を利用するものであること。
- (3) メディアから支援の申込のあった日から、当該日の属する年度の3月31日までの間に行われる取材であること。

## 4 支援の内容

- (1) 支援の内容は、次に掲げる事項とする。

ア 取材日程の作成

イ 宿泊施設の予約及び別表に定める宿泊料

ウ 取材先との調整及び法令に基づく許可の取得に係る調整

エ 取材先への移動に要する車及び運転手の調達

オ 取材同行者の調達

カ 同行通訳者の調達

キ 高速道路通行料、駐車場料金、許可手数料、申請手数料その他これらに準ずる費用で取材に必要と認める費用の負担

- (2) 次に掲げる事項は支援の内容としない。

ア 宿泊又は車のキャンセルにより生じる料金

イ 飲食店の取材にあたり提供される料理の費用

ウ 施設の取材に係る施設入館料、施設入場料

- エ 体験を行う上で使用する機器、装備、用具等の借上料金、体験料
- オ 新千歳空港及び他の取材地への送迎
- カ 札幌までの渡航に係る費用と手配

## 5 支援対象外の特定日

実行委員会委員長は、前項第1号アからキに掲げる支援を行わないことについて合理的な理由があると認められる日を、予め支援対象外の特定日として定め、支援を行わないことができる。

## 6 支援の決定

- (1) 実行委員会委員長は、第2項に定めるメディアで、第4項第1号に掲げる支援を受ようとするメディア（以下「申出メディア」という。）があった場合は、次に掲げる事項を聴取し、速やかに支援の適否、支援の内容及び支援の期間を決定するものとする。

ア 申出メディアの会社又は媒体の概要

イ 札幌市内を取材する趣旨、取材予定の時期、日数、人数及び主な取材先

ウ 実行委員会に対し支援を求める内容

- (2) 実行委員会委員長は、前号に定める聴取を行うにあたり、申出メディアに替えて、行政機関、JNTO、クリアその他これらに準ずるものから、必要な事項を聴取することができる。

## 7 支援事業者の指定

- (1) 実行委員会委員長は、申出メディアを支援するため、第4項第1号に定める支援の内容を行う事業者（以下「支援事業者」という。）を指定するものとする。
- (2) 実行委員会委員長は、第1号の規定にかかわらず、第4項第1号カに掲げる支援を行うため、別に事業者を指定することができる。
- (3) 実行委員会委員長は、第1号又は第2号の指定を行うため、契約に係る事務を行おうとする場合は、札幌市の契約に係る事務の処理の例に準じて処理しなければならない。

## 8 支援の実施

- (1) 実行委員会事務局長は、第6項第1号の規定により、申出メディアに対し支援を行うことを決定した場合は、支援の内容、支援の期間及び同項同号アからウに掲げる事項を記載した書面を添えて、支援事業者に対し、速やかに支援を指示するものとする。
- (2) 実行委員会事務局長は、支援を行うにあたり、支援事業者の意見を聞いたうえで、申出メディアに対し、支援を受けるための条件を付すことができる。

## 9 支援の中止

実行委員会事務局長は、申出メディアにおいて支援を要しなくなったことが判明した場合は、支援事業者又は第7項第2号の規定により指定する事業者（以下「支援事業者等」という。）に対し、速やかに支援の中止を指示するものとする。

## 10 支援の報告及び費用の支払

- (1) 支援事業者等は、申出メディアに対する支援が完了したときは、次に掲げる事項を記載した書面

をもって、速やかに実行委員会事務局長に報告しなければならない。

ア 申出メディアの取材の概要

イ 支援事項及び数量

ウ 第4項第1号キに掲げる費用で、支援を行うにあたり要した費用の項目及び金額並びにこれを証する書類

エ 申出メディアにおける露出実績

オ その他報告を要する事項

- (2) 実行委員会事務局長は、前号の規定にかかわらず、申出メディアにおける露出時期が支援事業者の指定期間外となる場合は、申出メディアに対し前号エの報告を求めるものとする。
- (3) 実行委員会事務局長は、前号に定める報告書面の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援に要した費用を確定するものとする。
- (4) 実行委員会事務局長は、前号の費用の確定後、支援事業者等からの請求により支援に要した費用を支払うものとする。
- (5) 前項の規定により申出メディアに対する支援を中止した場合においても、第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。

## 1.1 委任

この要綱の実施に関し必要な事項は、実行委員会副委員長が定める。

### 別表

宿泊料支援額（1夜、1人につき）	
15,000円	左記を上限とし実費を支援する。宿泊料が上限を超える場合、上限を超えた金額は申出メディアが負担するものとする。

別紙1

以下に属する国のメディアを支援対象とする。

※外務省の web サイトに掲載されている国・地域の分類による

<欧州>

アイスランド	クロアチア	フィンランド
アイルランド	コソボ	フランス
アゼルバイジャン	サンマリノ	ブルガリア
アルバニア	ジョージア	ベラルーシ
アルメニア	スイス	ベルギー
アンドラ	スウェーデン	ポーランド
イタリア	スペイン	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ウクライナ	スロバキア	ポルトガル
ウズベキスタン	スロベニア	マルタ
英国	セルビア	モナコ
エストニア	タジキスタン	モルドバ
オーストリア	チェコ	モンテネグロ
オランダ	デンマーク	ラトビア
カザフスタン	ドイツ	リヒテンシュタイン
北マケドニア	トルクメニスタン	リトアニア
キプロス	ノルウェー	ルーマニア
ギリシャ	バチカン	ルクセンブルク
キルギス	ハンガリー	ロシア

<北米>

米国	カナダ
----	-----

<オセアニア（大洋州）>

オーストラリア	トンガ	パラオ
キリバス	ナウル	フィジー
クック諸島	ニウエ	マーシャル
サモア	ニュージーランド	ミクロネシア
ソロモン諸島	バヌアツ	
ツバル	パプアニューギニア	

別紙2

推薦団体・行政機関が記入

(様式1)

令和 年 月 日

団体名：

代表者

印

札幌市国際観光誘致事業実行委員会 委員長 殿

欧米メディア取材支援に係る推薦書

下記に記載の者は、欧米メディア取材支援を受けるに相応しいと認められますので、下記のとおり推薦いたします。

記

- 1 会社名
- 2 取材担当者
- 3 推薦の理由

(推薦団体・行政機関担当者)

所属・役職	
氏名	
電話番号	
メール	